

ふくしまの消費生活

Vol. 1

2017年7月

発行／福島市消費生活センター

消費生活に関するニュース、福島市内で起きた契約トラブルやなりすまし詐欺、悪質商法の発生状況、製品安全に関する情報など、みなさんの生活に関わる話題を幅広くお知らせします。

こんな相談が増えています

ちょっと待って！ 通信契約の勧誘トラブルに注意

みなさん、インターネットは使っていますか。情報収集、買い物、知人との交流などに活用できる大変便利なものです。しかし、インターネットに係る料金体系、通信速度、契約形式などの説明には専門的な用語や知識が使用されるなど、一般的には理解しづらい一面もあります。

消費生活センターには、以下のような通信契約の勧誘に関するトラブルが寄せられています。

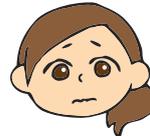


事例 1



大手電話会社の認証会社を名乗る事業者から電話で勧誘があり、様々なサービスを説明していたが、現在の大手電話会社との契約内容が変更になるものと誤解し、承諾してしまった。その後、色々と調べるうちに契約先が変わるものだったことに気付いた。今回の申込みをキャンセルしたいが、可能か。(70歳代 男性)

事例 2



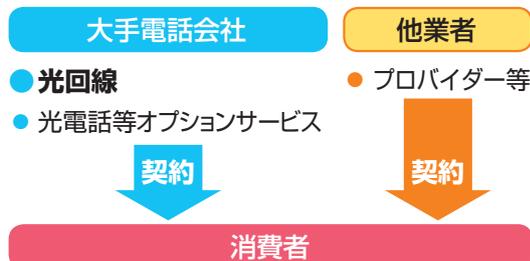
電話で「今より通信料が安くなる」と勧誘があり、A社との今の契約内容が改善するものと勘違いし申し込んだ。後日届いた契約書を確認すると、B社との新規契約になっていた。B社に解約を申し出るも解約料として約4万円かかると言われ、それならA社との契約をやめようとA社に解約を申し出るも、今解約すれば中途解約料として約1万円請求するという。どうしたらよいか。(20歳代 女性)

アドバイス

平成27年2月1日より、大手電話会社が、光回線サービスの卸売を開始しました。これにより、異業種から数多くの事業者が、光回線サービスの卸売事業に参入し、光回線やプロバイダー、携帯電話等を組み合わせた独自のサービスを展開し、様々な料金プランや契約形態を消費者に提供しています。

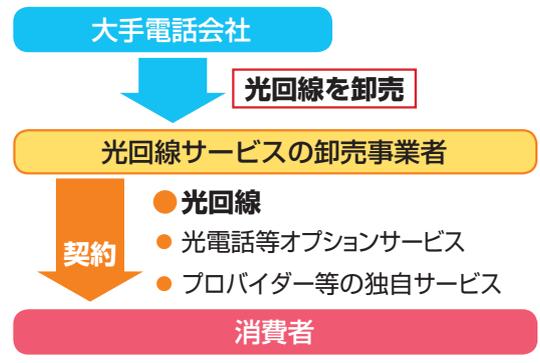
従来

大手電話会社との契約の場合



新

光回線サービスの卸売事業者との契約の場合



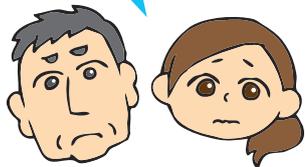
(国民生活センター HPより引用)

▶消費者と大手電話会社の間に、光回線の契約関係はない

このため、「大手電話会社から委託された会社です」などと勧誘が入る場合がありますが、その契約は、**大手電話会社とは違う事業者との契約になる**ことに注意しなくてはなりません。また、現在の契約会社を変更する場合には、高額な中途解約料が発生する場合があります。

裏面へ続く

どうすれば良いの？



注意!!

- 一定範囲の通信契約においては、契約書面を受け取った日を初日として8日間以内であれば、契約事業者の合意なく契約を解除できる場合があります。
- 販売員の「安くなる」との言葉を鵜呑みにせず、**契約事業者、契約内容、料金プラン、中途解約料金、解約時の手続き等をしっかり確認してから**、契約しましょう。
- あいまいな断り方で契約に至ってしまったケースや、解約したくても連絡先を控えておらず対応できないといった相談が増えています。困ったときは、**なるべくお早めに**消費生活センターまでご相談ください。

製品リコール情報

消費者庁ホームページ「リコール情報サイト」(<http://www.recall.go.jp>)では、文具、被服品、食料品、車両、住居品、保健衛生品などの幅広い製品について、「注意喚起」、「回収」、「交換」、「修理」、「点検修理」等が必要な情報をお知らせしています。

ここでは、特に身体・生命の安全に関わる「重大事故が多発しているリコール製品」についてお知らせします。下記の製品が家庭にないか、改めてご確認ください。対象製品であったり疑わしい場合は、各製造会社の連絡先にお問い合わせいただき、必要な措置を取るようになしてください。



対象製品

- | | |
|---|---|
| ■ Panasonic「ノートパソコン用バッテリーパック」
(2011年4月～2012年9月製) | ■ 長府「石油ふろがま」
(1984年7月～2001年9月製) |
| ■ EUPA(ユーパ)「カーボンヒーター」
(2005年～2009年製) | ■ Haier(ハイアール)「全自動洗濯機 18機種」
(2002年～2006年製) |
| ■ イワタニ「お料理バーナー プロⅢ」
(2013年～2014年に販売) | ■ 日立「小形キッチンユニット用電気こんろ」
(1984年～1989年製) |
| ■ セブンライフスタイル「スマートフォン用充電器」
(2013年6月～2014年6月に販売) | ■ コロナ「石油ストーブ等に付属のカートリッジタンク」
(1987年～2000年製) |

Pickup NEWS ピックアップニュース

平成29年4月25日、東北地方に初めて、全国で15番目となる適格消費者団体[※]が誕生しました。その団体はNPO法人「消費者市民ネットとうほく」です(活動拠点は仙台市)。同法人は、東北に住む消費者が安全・安心な消費生活を送れる社会を目指して活動しており、差し止め訴訟や申し入れのための情報を広く消費者から受け付けています。

電話番号 **022-727-9123** (平日10時～16時半まで)
F A X **022-739-7477**

※適格消費者団体とは……内閣総理大臣の認定を受けた団体で、被害消費者に代わって、消費者に不利益な不当な契約条項やうそつき表示、悪質な勧誘行為などを差し止める訴訟ができます。



お問い合わせ先

福島市 消費生活センター

相談専用 ☎522-5999 その他 ☎525-3774

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (祝休日・12/29～1/3を除く)